

「認定の基準」についての分野別指針
－GAP及びGAP運用農場で生産された農産物－

JAB PD365:2021

第7版：2021年6月8日
第1版：2015年6月5日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

0. 序文	4
1. 適用範囲.....	4
2. 引用文書.....	6
3. 用語と定義	8
4. 一般要求事項.....	8
4.1. 法的及び契約上の事項	8
4.1.1 法的責任	8
4.1.2 認証の合意	8
4.1.3 ライセンス， 認証書及び適合マークの使用	9
4.2. 公平性のマネジメント	9
4.3. 債務及び財務	9
4.4 非差別的条件	10
4.5 機密保持	10
4.6 情報の公開	10
5. 組織運営機構に関する要求事項	10
5.1 組織構造及びトップマネジメント	10
5.2 公平性確保のメカニズム	10
6 資源に関する要求事項	10
6.1 認証機関の要員.....	10
6.1.1 一般	10
6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント	11
6.1.3 要員との契約.....	13
6.2 評価のための資源	13
6.2.1 内部資源	13
6.2.2 外部資源（外部委託）	13
7 プロセス要求事項	13
7.1 一般.....	13
7.2 申請	14
7.3 申請のレビュー.....	15
7.4 評価.....	16
7.5 評価結果のレビュー	20
7.6 認証の決定	20
7.7 認証文書	21
7.8 認証された製品の登録簿.....	22
7.9 サーベイランス.....	23
7.10 認証に影響を与える変更	24
7.11 認証の終了， 範囲の縮小， 一時停止又は取消し.....	25
7.12 記録.....	25
7.13 苦情及び異議申立て	25
8 マネジメントシステム要求事項	25

9 その他スキーム固有要求事項.....	26
附属書 GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物認定サブスキームの認定範囲表記例	27

「認定の基準」についての分野別指針
－GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物－

0. 序文

本文書は、Good Agricultural Practice(以下、GAP という)及び GAP の運用により生産された農産物を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関に適用する指針である。

また、一般財団法人日本 GAP 協会が運用する JGAP スキーム及び／又は ASIAGAP スキーム(備考 1 参照) 及び／又は Food Plus GmbH が運用する GLOBALG.A.P.(以下、GGAP という、備考 2 参照)スキームにおける製品認証機関に対する要求事項を採用する。

備考 1

日本 GAP 協会は 2006 年に設立され、JGAP 及び ASIAGAP の開発及び運営を行っている。JGAP 及び ASIAGAP は、日本及び東アジア・東南アジアの農場に向けて日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者、農産物流通業者、研究者等により開発された GAP のスキームである。

URL: <http://jgap.jp/>

備考 2

GLOBALG.A.P.は、1997 年ヨーロッパの小売・生産者が集まり創設された(当時の名称は EUREPGAP)。その目的は食品安全の改善、持続可能な農畜水産物の生産手段の推進、責任ある水使用、労働者の福祉への配慮、動物福祉への配慮等である。事務局は FoodPLUS GmbH (所在地：ケルン)。

URL: http://www.globalgap.org/uk_en/

1. 適用範囲

1.1 本指針では、GAP 及び GAP により生産された農産物の認証を行う認証機関(以下、「GAP 認証機関」という)に適用する。なお、JGAP スキームを運用する GAP 認証機関を、以下 JGAP 認証機関という。また、ASIAGAP スキームを運用する GAP 認証機関を、以下 AGAP 認証機関という。さらに、GGAP スキームを運用する GAP 認証機関を、以下 GGAP 認証機関という。なお、JGAP/ASIAGAP スキームにおいて「農業生産工程」と記述されている言葉は GAP に同じである(JGAP 総合規則 3(31)、ASIAGAP 総合規則 3(30)。

1.2 認証対象製品

GAP 及び GAP を運用する農場で生産された農産物で、GAP 認証書に記載された農産物であり、GAP 認証書に記載のある農産物取り扱い施設で取り扱われたものとする。農産物の内、対象となる製品は次のとおり。

備考

JGAP スキーム・ASIAGAP スキームにおける「審査・認証」とは「認証」に同じである。

1.2.1 JGAP スキーム

農産物は「青果物」・「穀物」・「茶」とする。また、団体認証も同様に「青果物」・「穀物」・「茶」とする。認証区分は「JGAP 標準品目リスト」による。

1.2.2 ASIAGAP スキーム

農産物は「青果物」・「穀物」・「茶」とする。また、団体認証も同様に「青果物」・「穀物」・「茶」とする。認証区分は「ASIAGAP 標準品目リスト」による。

1.2.3 GGAP スキーム

1.2.3.1 農産物

GGAP GR Part1 3項に規定される Option1 及び Option2 に共通して”Fruit & Vegetables”, “Combinable Crops”, “Tea” とする。認証区分は GLOBALG.A.P. GENERAL INFORMATION PRODUCT LIST による。

認証オプションは下記のように分類される。

- Option1 (個別認証)
- Option1 (QMS を伴わないマルチサイト)
- Option1 (QMS を伴うマルチサイト)
- Option2 (グループ認証)

1.2.3.2 Chain of Custody (以下、CoC という)

GGAP CoC GR 1項に規定される、サプライチェーンを通じ、認証製品の分別とトレーサビリティが確保されたプロセスとする。

1.3 認証基準

GAP 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

a) JGAP スキーム

- JGAP 総合規則 2017
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) 2016
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) 2016
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) 2016
- JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2016
- JGAP と同等性を認められた基準文書

b) ASIAGAP スキーム

- ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) Ver.2.3 [BI, BIII]
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) Ver.2.3 [BII, BIII]
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) Ver.2.3 [BI, BIII]
- ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3

※ []内のコードは Global Food Safety Initiative(GFSI) Benchmarking Category Code。GFSI は The Consumer Goods Forum において食品小売業、食品メーカー、

食品サービス業、行政、食品学術機関等が協力し、フードサプライチェーン全体の食品安全を向上させるための取組み。詳細は次の URL を参照。

<http://www.mygfsi.com/jp/>

c) GGAP スキーム

<農産物>

- GLOBALG.A.P. General Regulations, Version 5
- GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, Control Points and Compliance Criteria, Version 5

Integrated Farm Assurance(IFA)のスコープは Crops Base、サブスコープは以下の通りである。

- Fruit & Vegetables
- Combinable Crops
- Tea

<CoC>

- GLOBALG.A.P. General Regulations (CoC), Version 6
- GLOBALG.A.P. Chain of Custody, Control Points and Compliance Criteria, Version 6

※ 本指針で GGAP スキーム各基準の Version が 1 桁表示されているものは、該当する場合小数点以下（例 Version 5.x の x 部分）も包括的に含む。

1.4 認定範囲

附属書に認定範囲表記の例を示す。

2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年または版数を付記してあるものは、記載の年の版または記載の版数を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年または版数の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能である。

2.1 引用文書

- a) JGAP 総合規則 2017 (以下、JGAP 総合規則という) (備考 1)
- b) JGAP 標準品目名リスト青果物
- c) JGAP 標準品目名リスト穀物
- d) JGAP 標準品目名リスト茶
- e) JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) 2016
- f) JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) 2016
- g) JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶)2016

- h) JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2016
- i) JGAP 技術レター 2012年2月号
- j) JGAP 遠隔審査ガイドライン (農産物)
- k) ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3 (以下、AGAP 総合規則という)
- l) ASIAGAP 標準品目名リスト青果物
- m) ASIAGAP 標準品目名リスト穀物
- n) ASIAGAP 標準品目名リスト茶
- o) ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) Ver.2.3
- p) ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) Ver.2.3
- q) ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) Ver.2.3
- r) ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3
- s) ASIAGAP 審査プロセスにおける ICT 使用ガイドライン
- t) GLOBALG.A.P. General Regulations, Part I-General Requirements, Version 5.2(以下、GGAP GR Part1 という。Version によって要求事項が異なる場合は、Version を付記する。以下同様に扱う)
- u) GLOBALG.A.P. General Regulations, Part II-Quality Management System Rules, Version 5.2(以下、GGAP GR Part 2 という)
- v) GLOBALG.A.P. General Regulations Part III-Certification Body and Accreditation Rules, Version 5.2(以下、GGAP GR Part3 という)
- w) GLOBALG.A.P. General Regulations, Crops Rules, Version 5.2(以下、GGAP GR CR という)
- x) GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, All Farm Base-Crops Base-Fruit & Vegetables, Control Points and Compliance Criteria, Version 5.2 (以下、GGAP CPCC FV という)
- y) GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, All Farm Base-Crops Base-Combinable Crops, Control Points and Compliance Criteria, Version 5.2 (以下、GGAP CPCC CC という)
- z) GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, All Farm Base-Crops Base-Tea, Control Points and Compliance Criteria, Version 5.2 (以下、GGAP CPCC TE という)
- aa) GLOBALG.A.P. General Regulations, Part I-General Requirements, Version 5.3-GFS(以下、GGAP GR Part1 という)
- bb) GLOBALG.A.P. General Regulations, Part II-Quality Management System Rules, Version 5.3-GFS(以下、GGAP GR Part 2 という)
- cc) GLOBALG.A.P. General Regulations Part III-Certification Body and Accreditation Rules, Version 5.3-GFS(以下、GGAP GR Part3 という)
- dd) GLOBALG.A.P. General Regulations, Crops Rules, Version 5.3-GFS(以下、GGAP GR CR という)
- ee) GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, All Farm Base-Crops Base-Fruit & Vegetables, Control Points and Compliance Criteria, Version 5.3-GFS(以下、GGAP CPCC FV という)

- ff) GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, General Regulations, Version 6 (以下、GGAP CoC GR という)
- gg) GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, Control Points and Compliance Criteria, Version 6 (以下、CoC CPCC という)
- hh) GLOBALG.A.P. GENERAL INFORMATION PRODUCT LIST
- ii) International Classification for Standards(ICS) (以下、ICS コードという)

備考 1 JGAP 総合規則の内、農産物への規則を適用する。

備考 2 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 3 a)～q)項の入手先は以下。

URL: <http://jgap.jp/>

r)～dd)項の入手先は以下。

URL: http://www.globalgap.org/uk_en/

3. 用語と定義

※ 以後、JGAP 要求事項、AGAP 要求事項及び GGAP 要求事項には、それぞれ文頭に [JGAP]、[AGAP]、[GGAP] と付す。両者に共通の要求事項又は指針は文頭に [共通] と付す。また、JIS Q 17065 要求事項によるものには何も付さない。GGAP 要求事項の内、CoC に係わる固有の要求事項は [GGAP:CoC] と付す。なお、CoC にも [GGAP] は適用するが、その際、GGAP GR 中にある "producer" は、"company/producer" に読み替える (GGAP CoC GR Part3 2)。

[JGAP]

JGAP 総合規則 3 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 3 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 ANNEX I.4 による。

4. 一般要求事項

4.1. 法的及び契約上の事項

4.1.1 法的責任

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

4.1.2 認証の合意

JIS Q 17065 4.1.2 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(3)項による。

[ASIAGAP]

AGAP 総合規則 8.1(3)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 4.2.1 e)項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR Part1 4.2.1 k)項による。

4.1.3 ライセンス，認証書及び適合マークの使用

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.4(3) a)、10 項による。

[ASIAGAP]

AGAP 総合規則 7.4(3) a)、10 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 Annex I.1、Part3 2.1.1 i)項、2.1.2 i)項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR Part1 Annex I.1 項による。

4.2. 公平性のマネジメント

JIS Q 17065 4.2 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 13.2(3)c)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.2(3)c)項による。

4.3. 債務及び財務

JIS Q 17065 4.3 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 13.2(3)d)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.2(3)d)項による。

4.4 非差別的条件

JIS Q 17065 4.4 項による。

4.5 機密保持

JIS Q 17065 4.5 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.1 (2)項、11.8(2)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 9.1 (2)項、11.1.9(2)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.4 c)項、ANNEX III.1 4.3 b)項、ANNEX III.2 4.4 c)項による。

4.6 情報の公開

JIS Q 17065 4.6 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.5 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.5 項、13.3.2(1)項による。

5. 組織運営機構に関する要求事項

5.1 組織構造及びトップマネジメント

JIS Q 17065 5.1 項による。

5.2 公平性確保のメカニズム

JIS Q 17065 5.2 項による他、以下による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.4 項、ANNEX III.1 4.3 a)項、ANNEX III.2 4.4 b)項による。

6 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の要員

6.1.1 一般

JIS Q 17065 6.1 項による他、以下による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.2(6),(7),(9)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 b)項による。

6.1.2 認証プロセスに關与する要員の力量のマネジメント
JIS Q 17065 6.1.2 項による他、以下による。

6.1.2.1 技術責任者／スキーム・マネジャーの任命

[JGAP]

JGAP 総合規則 13.2(3)f)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.2(3)f)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 2.1.1 c)項、3.2 a)項による。

6.1.2.2 評価要員の力量基準

[JGAP]

JGAP 総合規則 11.1～11.10 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 11.1～11.3 項による。審査員のカテゴリーは AGAP 総合規則 13.2(6)項による。また、審査員の行動システムは AGAP 総合規則 13.2(9)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 ANNEX III.1-2 項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR PART III により、GGAP GR Part3 ANNEX III.1, 2 を除いて、GGAP GR Part3 の全ての項を適用する。

6.1.2.3 スキームオーナー登録評価要員の使用

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(7)項による。

[AGAP]

認証機関は AGAP 総合規則 13.2(5)の審査員の確認を行い、AGAP 総合規則 8.1(5)項に従

い審査に使用する。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 b)項による。

6.1.2.4 レビューアー及び認証決定者の力量基準

[共通]

評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ましい。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

[JGAP]

レビューアーの力量は JGAP 総合規則 13.2(3)e)項による。

[AGAP]

レビューアーの力量は AGAP 総合規則 13.2(3)e)項による。

6.1.2.5 インハウス・トレーナーの任命

[GGAP]

GGAP GR Part3 2.1.1 d)項、2.1.2 d)項、2.2 c)項、3.2 a)(x)項、3.2 c)項による。

6.1.2.6 評価要員の研修

[JGAP]

上級審査員、審査員対象の研修は JGAP 総合規則 11.5(1),(3)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.3.2(9)項により、年 1 回以上研修を行わなければならない。また、上級審査員、審査員対象の研修は AGAP 総合規則 11.1.5(1),(3)項による。その他 AGAP 総合規則 13.2(8)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 2.1.2 f)項、3.2 d), e)項、ANNEX III.1, 2 による。

6.1.2.7 評価要員の力量の監視

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 g)-i)項、ANNEX III.1 3.5 項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR Part3 3.2 g)-i)項、ANNEX III.1 7 項による。

6.1.2.8 評価要員の力量評価プログラム

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.2(7)項による。

6.1.2.9 評価要員の登録簿

[AGAP]

AGAP 総合規則 11.2 項による。

6.1.2.10 賄賂・腐敗防止

[GGAP]

要員に対する賄賂・腐敗防止は GGAP GR Part3 3.4 d)項による。

6.1.3 要員との契約

JIS Q 17065 6.1.3 項による他、以下による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.3.2(4)項による。

[GGAP]

要員との契約には GGAP GR Part3 ANNEX III.1 4.3 項の順守を含める。

[GGAP:CoC]

要員との契約には GGAP CoC GR Part3 ANNEX III.1 9.3 項の順守を含める。

6.2 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

6.2.1 内部資源

JIS Q 17065 6.2.1 項による。

6.2.2 外部資源（外部委託）

JIS Q 17065 6.2.2 項による。

7 プロセス要求事項

7.1 一般

JIS Q 17065 7.1 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 1 項による。また、移転してきた認証については JGAP 総合規則 8.8(1) 項による。なお、JGAP 総合規則 9.2(2)項により認証申請者が既に他機関から JGAP 認証

を取得している事実が判明した場合、認証範囲に関わらず認証してはならない。

[AGAP]

AGAP 総合規則 1 項による。また、移転してきた認証については AGAP 総合規則 8.8(1) 項による。なお、AGAP 総合規則 9.2(2) 項により認証申請者が既に他機関から AGAP 認証を取得している事実が判明した場合、認証範囲に関わらず認証してはならない。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.1 項による。また、移転してきた認証については GGAP GR Part3 7 項による。なお、GGAP GR Part1 4.2.1 f) (i) 項により認証申請製品について他機関から GGAP 認証を取得している事実が判明した場合、認証してはならない。

7.2 申請

JIS Q 17065 7.2 項による他、以下による。

7.2.1 申請者のスキームオーナーへの登録

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(5),(6) 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.1 (6) 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 4.2.1 項、4.2.2 項、4.3.2.2 項、Part3 4.1 項、4.2 項による。

7.2.2 申請情報

[JGAP]

認証申請書の情報は JGAP 総合規則 8.1(1),(4) 項による。

[AGAP]

認証申請書の情報は AGAP 総合規則 8.1(1),(4) 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 4 項を遵守する。また、並行生産(Parallel Production, PP)及び平行所有(Parallel Ownership, PO)については GGAP GR CR 3 項の定義に留意する。

7.2.3 申請・認証範囲

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(1) 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.1(1)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 3 項、4.3 項による。

7.2.4 サンプルング

7.2.4.1 個別審査

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.2 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.2 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.1 項による。

7.2.4.2 団体審査もしくはマルチサイト審査

[JGAP]

団体審査の場合、JGAP 総合規則 8.2(5)項による。また、認証日の後に新たに団体内の農場を増やす場合は、JGAP 総合規則 8.7.4 項による。

[AGAP]

団体審査の場合、AGAP 総合規則 8.2(5)項による。また、認証日の後に新たに団体内の農場を増やす場合は、AGAP 総合規則 8.7.4 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.2 項、GR Part3 5.4.2.1 項、5.6 項による。

7.2.5 認証範囲の拡大

[JGAP]

認証された農場・団体が認証範囲に品目を追加する場合は、JGAP 総合規則 8.7.1 項による。

[AGAP]

認証された農場・団体が認証範囲に品目を追加する場合は、AGAP 総合規則 8.7.1 項による。

7.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(3)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.1(3)項による。

7.4 評価

JIS Q 17065 7.4 項による他、以下による。

7.4.1 審査チーム編成

[JGAP]

JGAP 認証の団体審査では JGAP 総合規則 11.1(1)、(2)項に従い上級審査員を配置する。その他 JGAP 総合規則 8.1 項(7)、11.1 項、11.8 項による。また、JGAP 総合規則 8.1(7) 項に従い JGAP 総合規則 11.9 項において登録が取り消された要員は審査員としてチームには加えない。

[AGAP]

AGAP 認証の団体審査では AGAP 総合規則 11.1(1)、(2)項に従い上級審査員を配置する。その他 AGAP 総合規則 8.1 項(7)、11.1.1 項、11.1.9 項による。また、AGAP 総合規則 8.1(5) 項に従い AGAP 総合規則 11.1.10 項において登録が取り消された要員は審査員としてチームには加えない。

[GGAP]

GGAP GR Part3 2.1.2 g)項、3.2 c)項、5.2(i)項、5.4.1.1(i)項による。また、GGAP GR Part 3 3.4 b)項、ANNEX III.1 3.6 項により Option1 の同一生産者の審査に同一検査員 (inspector)を 4 年続けて配属しない。Option2 の審査において、同一検査員を同一生産者グループの審査に当てる場合、同一 QMS の審査に対して同一検査員を 4 年以上続けて配置しない。

7.4.2 審査

7.4.2.1 一般

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.1 項による。また、JGAP 総合規則 8.4(2)項により、認証判定の結果により再是正、再審査をすることができる。

[AGAP]

AGAP 総合規則 7.1 項による。また、AGAP 総合規則 8.4(2)項により、認証判定の結果により再是正、再審査をすることができる。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.1 項、Part3 5.1 項、5.4.1 項による。また、オプション 2 及びオプション 1 マルチサイト(QMS 有り)の場合、GGAP GR Part2 の遵守状況を確認する。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR 5.1 項による。

7.4.2.2 初回及び更新審査のタイミングと条件

[JGAP]

初回審査のタイミングと条件は JGAP 総合規則 7.3 (1),(4)項による。更新審査のタイミングと条件は JGAP 総合規則 7.3 (3),(4)項による。

[AGAP]

初回審査のタイミングと条件は AGAP 総合規則 7.3 (1),(4)項による。更新審査のタイミングと条件は AGAP 総合規則 7.3 (3),(4)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.3.1 項、GR CR 4.1.1 項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR 5.2.1 項による。

7.4.2.3 適合性の評価

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.2 項により、農場または団体の 6.2 項の順守状況の評価する。なお、JGAP 認証に要求を追加した他の評価を同時に実施する場合は、JGAP 総合規則 13.3.1 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 7.2 項により、農場または団体の 6.2 項の順守状況の評価する。なお、AGAP 認証に要求を追加した他の評価を同時に実施する場合は、AGAP 総合規則 13.3.1 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 f), g)項、GR CR 4.2 項による。

7.4.2.4 審査工数

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.1(3)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 7.1(3)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.2 項、GR CR 4.3 項による。

7.4.2.5 評価報告書

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.3(3)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.3(1),(3)項による。また、AGAP 総合規則 8.3(8)項により、審査報告書の情報は日本 GAP 協会及び GFSI に提出可能にしておく。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 h), i)項による。また、審査証拠に関連した情報は GGAP GR Part3 6.1 j)-1)項による。

7.4.2.6 生産工程の外部委託の評価

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.2(4)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 6.2(4)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part2 10 項による。

7.4.2.7 認証対象品目以外の品目に関する資材・機械設備等の取扱い

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.3(2)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.3(2)項による。

7.4.2.8 団体審査の報告

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.3(4)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.3(4)項による。

7.4.2.9 オブザーバの扱い

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.3(5)項により、農場・団体事務局側のオブザーバには許可なしに発言させてはならない。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.3(5)項により、農場・団体事務局側のオブザーバには許可なしに発言させてはならない。

7.4.2.10 PP/PO 生産者への追加要求

[GGAP]

GGAP GR Part1 4.3.2.4 項による。

7.4.2.11 適用除外

[GGAP]

収穫前の製品売却及び収穫後の製品取扱いに関する CPCC の適用除外は GGAP GR CR 2.4 項、2.5 項による。

7.4.2.12 不適合・追跡調査

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.3(2),(3),(6),(7)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.3(2),(3),(6),(7)項による。

是正の検証に ICT を用いる場合は、「ASIAGAP 審査プロセスでの ICT 使用ガイドライン」に従うこと。

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.1 項、6.2 項、Part3 6.3 項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR 6.1 項、6.2 項による。

7.4.2.13 他スキーム差分審査を追加する場合

[JGAP]

JGAP 総合規則 15 項に従い、他スキームの審査時に JGAP 認証基準に「JGAP と他の GAP との差分に関する文書」を活用して追加で審査できる。なお、当該他スキームは JGAP 総合規則 15.2(1),(2)項の条件を満たしていなければならない。

[AGAP]

AGAP 総合規則 15 項に従い、他スキームの審査時に AGAP 認証基準に「ASIAGAP と他の GAP との差分に関する文書」を活用して追加で審査できる。なお、当該他スキームは AGAP 総合規則 15.2(1),(2),(3)項の条件を満たしていなければならない。

7.4.2.14 JGAP/AGAP 同時認証

[JGAP/AGAP]

JGAP 総合規則 17 項に従い、認証申請者の申請内容が JGAP 総合規則 17.1 項に該当する場合、AGAP 認証を以て JGAP 認証を取得することができる。また、JGAP 総合規則 17.2 項に従い、AGAP 認証の適用範囲と JGAP の認証範囲と異なる場合、その差分について評価・レビューすることにより、JGAP 認証を決定できる。ただし、AGAP 認証もしくは JGAP 認証の内いずれかが一時停止又は取り消しとなった場合、他方の認証についても有効性を評価し、適切な措置を取る。

7.4.2.14 同等性認証

[JGAP]

JGAP 総合規則 16 項による。

7.5 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.4(1)、13.2(3)e)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.4(1)、13.2(3)e)項による。

7.6 認証の決定

JIS Q 17065 7.6 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.4(4)項により、速やかに認証判定しなければならない。また、JGAP 総合規則 8.4(1)項により認証の判定は審査を実施した機関でなければならない。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.4(3)項により、認証判定しなければならない。また、AGAP 総合規則 8.4(1)項により認証の判定は審査を実施した機関でなければならない。

7.6.1 認証決定の期限

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.3 a)項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR 6.3 a)項による。

7.6.2 認証決定の要員

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.4(1)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.4(1)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 a)項による。

7.6.3 認証地位継承の禁止

[JGAP]

JGAP 技術レター2012年2月号による。

[AGAP]

JGAP 技術レター2012年2月号による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.7 c)項による。

7.6.4 スキームオーナーによる仮承認時の認証決定

[GGAP]

GGAP GR Part3 2.1.1 g)項による。

7.7 認証文書

JIS Q 17065 7.7 項による他、以下による。

7.7.1 ICS コードの特定

[共通]

<農産物>

認証が授与される製品：以下の ICS コードを特定する。認証機関は認証区分を適切な ICS コードと関係づけることが望ましい。

- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 ※処方及び薬草を含む (Medicaments *Including medical prescriptions and medical herbs)
- 67.060 穀類, 豆類及び関連製品 ※麦粒、トウモロコシ粒、小麦粉、パン類等含む (Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.)
- 67.080.10 果実及び関連製品 ※木の実含む (Fruits and derived products *Including nuts)
- 67.080.20 野菜及び関連製品 ※濃縮トマト、ケチャップ含む (Vegetables and derived products *Including tomato concentrates, ketchup, etc.)
- 67.140 茶、コーヒー、ココア (Tea, Coffee, Cocoa)

- 67.220.10 香辛料及び調味料 (Spices and condiments)

[GGAP]

< CoC >

- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 ※処方及び薬草を含む (Medicaments *Including medical prescriptions and medical herbs)
- 65.20.20 植物栽培 (Plant growing)
- 67.060 穀類, 豆類及び関連製品 ※麦粒、トウモロコシ粒、小麦粉、パン類等含む (Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.)
- 67.080.10 果実及び関連製品 ※木の実含む (Fruits and derived products *Including nuts)
- 67.080.20 野菜及び関連製品 ※濃縮トマト、ケチャップ含む (Vegetables and derived products *Including tomato concentrates, ketchup, etc.)
- 67.100 乳及び乳製品 (Milk and milk products)
- 67.120.10 食肉及び食肉加工品 (Meat and meat products)
- 67.120.30 魚及び魚肉加工品 (Fish and fishery products)
- 67.140 茶、コーヒー、ココア (Tea, Coffee, Cocoa)
- 67.220.10 香辛料及び調味料 (Spices and condiments)

7.7.2 有効期間・認証サイクル・認証文書の情報

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.3 項、7.4 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 7.3 項、7.4 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 4.3.2 項、6.7 項、Part3 6.1 c)項による。また、紙媒体による認証書は GGAP GR Part1 ANNEX I.3 による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR 4.4 項、6.7 項による。また、紙媒体による認証書は GGAP GR Part1 ANNEX I.3 による。

7.8 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 7.8 項による他、以下による。

7.8.1 スキームオーナーへの登録

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.5 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.5 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 ANNEX I.2、Part3 3.3 項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR ANNEX I.2 による。

7.9 サーベイランス

JIS Q 17065 7.9 項による他、以下による。

7.9.1 サーベイランスのタイミングと条件

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.3(2),(4)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 7.3(2),(4)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.3.2 項、6.7 d)項、CR 4.1.2 項による。

7.9.2 サーベイランスの方法

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.1.2 項、5.2.2 項、5.2.3 e)、Part3 5.2 項による。

7.9.3 受審準備を与えない審査

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.9 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.9 項による。

7.9.4 無通知審査

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.10 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.1.2.2 項、5.2.2.2 項、Part3 5.3 項、CR 4.1.3 項による。

7.10 認証に影響を与える変更

JIS Q 17065 7.10 項による他、以下による。

7.10.1 農産物取扱い施設の変更

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.2(3)項により農場・団体が農産物取扱い施設の変更について申請を行った場合、増設は JGAP 総合規則 8.7.3 項による。施設の撤去等その他の変更については、その変更内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

[AGAP]

AGAP 総合規則 9.2(3)項により農場・団体が農産物取扱い施設の変更について申請を行った場合、増設は AGAP 総合規則 8.7.3 項による。施設の撤去等その他の変更については、その変更内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

7.10.2 団体内の農場の加入・追加・脱退

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.2(3)項により団体が所属する農場の追加・脱退を申請した場合、追加については JGAP 総合規則 8.7.4 項による。脱退の場合、その内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

[AGAP]

AGAP 総合規則 9.2(3)項により団体が所属する農場の追加・脱退を申請した場合、追加については AGAP 総合規則 8.7.4 項による。脱退の場合、その内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

[GGAP]

GGAP Part2 11 項による。

7.10.3 圃場の追加

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.7.2 項により圃場が追加されても認証に影響を与えない。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.7.2 項により圃場が追加されても認証に影響を与えない。

7.10.4 その他の変更

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.7.5 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.7.5 項による。

7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し
JIS Q 17065 7.11 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.2 項、9.3 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 9.2 項、9.3 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 4.3.2.2.1 項、6.4 項による。

[GGAP:CoC]

GGAP CoC GR 6.4 項による。

7.12 記録

JIS Q 17065 7.12 項による他、以下による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 b)項による。

7.13 苦情及び異議申立て

JIS Q 17065 7.13 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 13.3.2(4)項、18.1 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.3.2(1)(e)項、16.1 項による。

[GGAP]

GGAP Part1 6.3 b)項、6.5 項による。

8 マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17065 8 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 13.2(3)a)項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 13.2(3)a)項による。

9 その他スキーム固有要求事項

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.6 (1),(2)項、13.2(2)項、13.3.1 項、13.3.2 項による。

[AGAP]

AGAP 総合規則 8.6 (1),(2)項、13.2(2)項、13.3.1 項、13.3.2(2),(3),(5)項による。

附則 第7版は発行日以降に現地審査が実施される審査に適用する。

附属書 GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物認定サブスキームの認定範囲表記例

1. JGAP及びASIAGAPの認定範囲表記例 ※ すべての認定範囲分類を含む場合
 <和文表記>

認定範囲 (ICS コード、製品認証スキームのタイプ/スキーム名称、補足基準/スキーム要求事項、認証要求事項)	<p>JGAP/ASIAGAP : 青果物、穀物、茶、団体認証 (青果物、穀物、茶)</p> <p>07.100.30 食品微生物学</p> <p>11.120.10 薬剤</p> <p>67.060 穀類, 豆類及び関連製品</p> <p>67.080.10 果実及び関連製品</p> <p>67.080.20 野菜及び関連製品</p> <p>67.140 茶、コーヒー、ココア</p> <p>67.220.10 香辛料及び調味料</p> <p>JGAP</p> <p>JGAP 総合規則 2017</p> <p>JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) 2016</p> <p>JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) 2016</p> <p>JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) 2016</p> <p>JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2016</p> <p>ASIAGAP</p> <p>ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3</p> <p>ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) Ver.2.3 [BI, BIII]</p> <p>ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) Ver.2.3 [BII, BIII]</p> <p>ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) Ver.2.3 [BI, BIII]</p> <p>ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3</p>
---	---

<英文表記>

Scope of Accreditation (ICS Codes, Types of Product Certification Schemes/Names of the Schemes, Specified Requirements/Scheme Requirements and Certification Requirements)	<p>JGAP/ASIAGAP : Fruits and Vegetables, Grains, Tea, Group Certification (Fruits and Vegetables, Grain and Rice, Tea)</p> <p>07.100.30 Food microbiology</p> <p>11.120.10 Medicaments</p> <p>67.060 Cereals, pulses and derived products</p>
--	---

	<p>Including grains, corn, flours, baked products, etc.</p> <p>67.080.10 Fruits and derived products</p> <p>67.080.20 Vegetables and derived products</p> <p>67.140 Tea, Coffee, Cocoa</p> <p>67.220.10 Spices and condiments</p> <p>JGAP</p> <p>JGAP General Regulations 2017</p> <p>JGAP Control Points and Compliance Criteria, Fruits and Vegetables 2016</p> <p>JGAP Control Points and Compliance Criteria, Grains 2016</p> <p>JGAP Control Points and Compliance Criteria, Tea 2016</p> <p>JGAP Control Points and Compliance Criteria, Group Certification 2016</p> <p>ASIAGAP</p> <p>ASIAGAP General Regulations Ver.2.3</p> <p>ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Fruits and Vegetables Ver.2.3 [BI, BIII]</p> <p>ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Grains Ver.2.3 [BII, BIII]</p> <p>ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Tea Ver.2.3 [BI, BIII]</p> <p>ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Group Certification Ver.2.3</p>
--	--

2. GLOBALG.A.P.スキームの認定範囲表記例 ※ すべての認定範囲分類を含む場合

2.1 認証対象製品：農産物

< 和文表記 >

認定範囲 (ICS コード、製品認証スキームのタイプ/スキーム名称、補足基準/スキーム要求事項、認証要求事項)	<p>GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance (IFA) Option 1 and Option 2</p> <p>Scope(s): Crops Base</p> <p>Sub-scope(s): Fruit & Vegetables Combinable Crops Tea</p> <p>07.100.30 食品微生物学 11.120.10 薬剤 67.060 穀類, 豆類及び関連製品 67.080.10 果実及び関連製品 67.080.20 野菜及び関連製品 67.140 茶、コーヒー、ココア 67.220.10 香辛料及び調味料</p> <p>適用基準 (固有): GLOBALG.A.P. General Regulations, Version 5</p> <p>認証規格: GLOBALG.A.P. General Regulations, Version 5 GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, Control Points and Compliance Criteria, Version 5</p>
---	---

< 英文表記 >

Scope of Accreditation (ICS Codes, Types of Product Certification Schemes/Names of the Schemes, Specified Requirements/Scheme Requirements and Certification Requirements)	<p>GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance (IFA) Option 1 and Option 2</p> <p>Scope(s): Crops Base</p> <p>Sub-scope(s): Fruit & Vegetables Combinable Crops Tea</p> <p>07.100.30 Food microbiology</p>
--	---

	<p>11.120.10 Medicaments</p> <p>67.060 Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.</p> <p>67.080.10 Fruits and derived products</p> <p>67.080.20 Vegetables and derived products</p> <p>67.140 Tea, Coffee, Cocoa</p> <p>67.220.10 Spices and condiments</p> <p>Applicable accreditation criteria specific to the following certification: GLOBALG.A.P. General Regulations, Version 5</p> <p>Certification standard(s): GLOBALG.A.P. General Regulations, Version 5 GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance, Control Points and Compliance Criteria, Version 5</p>
--	--

2.2 認証対象製品 : CoC

< 和文表記 >

認定範囲 (ICS コード、製品認証スキームのタイプ/スキーム名称、補足基準/スキーム要求事項、認証要求事項)	<p>GLOBALG.A.P. : Chain of Custody (CoC)</p> <p>07.100.30 食品微生物学</p> <p>11.120.10 薬剤</p> <p>65.20.20 植物栽培</p> <p>67.060 穀類, 豆類及び関連製品</p> <p>67.080.10 果実及び関連製品</p> <p>67.080.20 野菜及び関連製品</p> <p>67.100 乳及び乳製品</p> <p>67.120.10 食肉及び食肉加工品</p> <p>67.120.30 魚及び魚肉加工品</p>
---	--

	<p>67.140 茶、コーヒー、ココア 67.220.10 香辛料及び調味料</p> <p>適用基準（固有）： GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, General Regulations, Version 6</p> <p>認証規格： GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, General Regulations, Version 6 GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, Control Points and Compliance Criteria, Version 6</p>
--	---

< 英文表記 >

<p>Scope of Accreditation (ICS Codes, Types of Product Certification Schemes/Names of the Schemes, Specified Requirements/Scheme Requirements and Certification Requirements)</p>	<p>GLOBALG.A.P. : Chain of Custody (CoC)</p> <p>07.100.30 Food microbiology</p> <p>11.120.10 Medicaments</p> <p>65.20.20 Plant growing</p> <p>67.060 Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.</p> <p>67.080.10 Fruits and derived products</p> <p>67.080.20 Vegetables and derived products</p> <p>67.100 Milk and milk products</p> <p>67.120.10 Food microbiology</p> <p>67.120.30 Fish and fishery products</p> <p>67.140 Tea, Coffee, Cocoa</p> <p>67.220.10 Spices and condiments</p> <p>Applicable accreditation criteria specific to the following certification:</p>
---	---

	<p>GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, General Regulations, Version 6</p> <p>Certification standard(s):</p> <p>GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard General Regulations, Version 6</p> <p>GLOBALG.A.P. Chain of Custody Standard, Control Points and Compliance Criteria, Version 6</p>
--	---

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2015-06-05	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP総合規則改定への対応 ・ GLOBALG.A.P. GENERAL REGULATIONS バージョンアップへの対応 ・ JIS Q 17065項番への整合 	2016-12-05	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP改定及びASIAGAP創設への対応 <ul style="list-style-type: none"> — ASIAGAPスキーム要求事項の追加、挿入(0～9) — JGAP BasicのJGAPへの変更及びJGAP AdvanceのASIAGAPスキームへの独立による変更(1.2.1, 6.1.2.6, 7.4.1) — JGAP項番変更による修正(4.2, 4.3, 6.1.2.2, 6.1.2.4, 7.2.1, 7.4.1, 7.4.12, 7.13, 9) — JGAP要求事項において認証判定要員への力量基準の削除とレビューアー力量基準追加による変更(6.1.2.4) — JGAP認証判定結果による再是正、再審査できることの明確化(7.4.2.1) — JGAPにおける評価結果のレビュー及び判定に係わる要求事項追加(7.5) — JGAPとGLOBALG.A.P.のガイドライン利用による審査の廃止及びJGAPと他スキームとの差分審査の追加による修正(7.4.2.13) — JGAP及びASIAGAP同時認証の規定追加(7.4.2.14) — その他用語の修正、要求事項の明確化等 ・ GLOBALG.A.P.バージョンアップへの 	2018-01-30	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
	対応 — 引用文書バージョン追加(1.3, 2.1) — 認証機関要員の賄賂・腐敗防止規定追加(6.1.2.10) — 同一検査員に4年以上審査を実施させない規定追加(7.4.1) — 審査証拠の残し方に関する規定追加(7.4.2.5)			
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP/ASIAGAP改定への対応 <ul style="list-style-type: none"> — 適用範囲追記 (1.1) — 引用文書バージョン修正(1.3, 2.1) ・ GLOBALG.A.P. CoCへの認定範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> — 認証対象製品追加(1.2.3) — 引用文書追加(1.3, 2.1) — CoC関連文書の関連要求事項追加(3, 4.1.2, 4.1.3, 6.1.2.2, 6.1.3, 7.4.2.1, 7.4.2.2, 7.4.2.12, 7.6.1, 7.7.2, 7.8.1, 7.11) — CoC ICSコード追加(7.7.1) — その他GGAPスキーム文書からの引用漏らし項番追加 ・ 認定範囲表記例追加(1.4, 附属書) ・ その他誤字・脱字等修正 	2019-07-01	マネジャー (製品)	技術部長
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ GLOBALG.A.P. バージョンアップへの対応 <ul style="list-style-type: none"> — 農産物基準をVERSION 5.2または5.3-GFSへ修正(1.3, 2.1, 附属書) — CoC基準をVERSION 6.0へ修正(1.3, 2.1, 附属書) ・ 認定範囲に含まれる認証基準の版数を限定化(1.4) ・ 引用文書の適用手順に、西暦年に加え版数を追記(2) ・ 引用文書の追加、引用文書名及び版数の修正と、不要な引用文書の削除(1.3, 2.1, 附属書) ・ その他誤字・脱字等修正 	2020-7-6	マネジャー (製品)	技術部長

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAPバージョンアップへの対応 <ul style="list-style-type: none"> — 総合規則をVer.2.3へ修正(1.3, 2.1, 附属書) — 農場用 管理点と適合基準（青果物）をVer.2.3へ修正(1.3, 2.1, 附属書) — 農場用 管理点と適合基準（穀物）をVer.2.3へ修正(1.3, 2.1, 附属書) — 農場用 管理点と適合基準（茶）をVer.2.3へ修正(1.3, 2.1, 附属書) — 団体事務局用 管理点と適合基準をVer.2.3へ修正(1.3, 2.1, 附属書) ・ JGAP/ASIAGAP遠隔審査ガイドライン追加 <ul style="list-style-type: none"> — JGAP遠隔審査ガイドライン（農産物）(2.1) — ASIAGAP審査プロセスにおけるICT使用ガイドライン(2.1) ・ 「認定範囲に含まれる認証基準は、1.3項に示す基準の版のみとする。以前の版は認定範囲に含めない。」を削除(1.4) ・ ASIAGAP不適合・追跡調査にICT使用ガイドラインについて追記(7.4.2.12) ・ 第6版の適用時期を「現地審査が実施」へ変更（附則） ・ その他誤記等修正 	2020-12-01	マネジャー (製品)	技術部長
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ GLOBALG.A.P.に関する修正 <ul style="list-style-type: none"> — 認証オプションの分類を追記(1.2.3.1) — 認証基準を修正・明確化(1.3 c)) — 引用文書の明確化(2.1) — 認定範囲表記例を基準・引用文書の明確化に伴い修正(附属書) ・ ASIAGAPに関する修正 <ul style="list-style-type: none"> — 認定範囲表記例のGFSIセクタースコープをDからBIIIへ変更(1.3 b), 附属書) 	2021-06-08	マネジャー (製品)	技術部長

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
	・その他誤記等修正			

公益財団法人日本適合性認定協会
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。